

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～ 保険料率の変更について ～

### 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直すこととなっています。平成24年度の新しい保険料率は、次のとおりです。清里町では、過去の老人医療費が全道平均より低かったことにより、保険料が低く設定されています。

<b>均等割</b> 加入者が等しく負担	平成23年度 40,595円	➔	平成24年度 45,768円
<b>所得割</b> 所得に応じて負担	平成23年度 9.45%	➔	平成24年度 10.18%
<b>賦課限度額</b> 1年間の保険料上限額	平成23年度 50万円	➔	平成24年度 55万円

### 保険料の計算方法

保険料額は、被保険者が等しく負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額の合計で計算します。年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。

<b>均等割</b> 【1人当りの額】 45,768円	+	<b>所得割</b> 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成23年中の所得－33万円) × 10.18%	=	<b>1年間の保険料</b> (100円未満切り捨て)
-----------------------------------	---	---	---	--------------------------------

平成24年度の保険料額は、6月に「保険料額決定通知書」により個別にお知らせします。なお、年金からの特別徴収の方へは、昨年の保険料に基づく「仮徴収額決定通知書」も4月にお知らせします。

### 保険料の軽減について

#### 【均等割の軽減】

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	⇒	均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円（年金収入のみの場合、受給額80万円以下）	9割軽減	⇒	4,500円
33万円	8.5割軽減	⇒	6,865円
33万円＋（24万5千円×世帯主以外の被保険者数）※単身世帯の方は該当しません	5割軽減	⇒	22,884円
33万円＋（35万円×世帯の被保険者数）	2割軽減	⇒	36,614円

※軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者でない世帯主の所得も判定の対象となります。

#### 【所得割の軽減】

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

#### 【被用者保険の被扶養者だった方の軽減】

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

お問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 町民課町民生活グループ（医療保険担当） ☎011-290-5601 ☎25-2131（内線105）